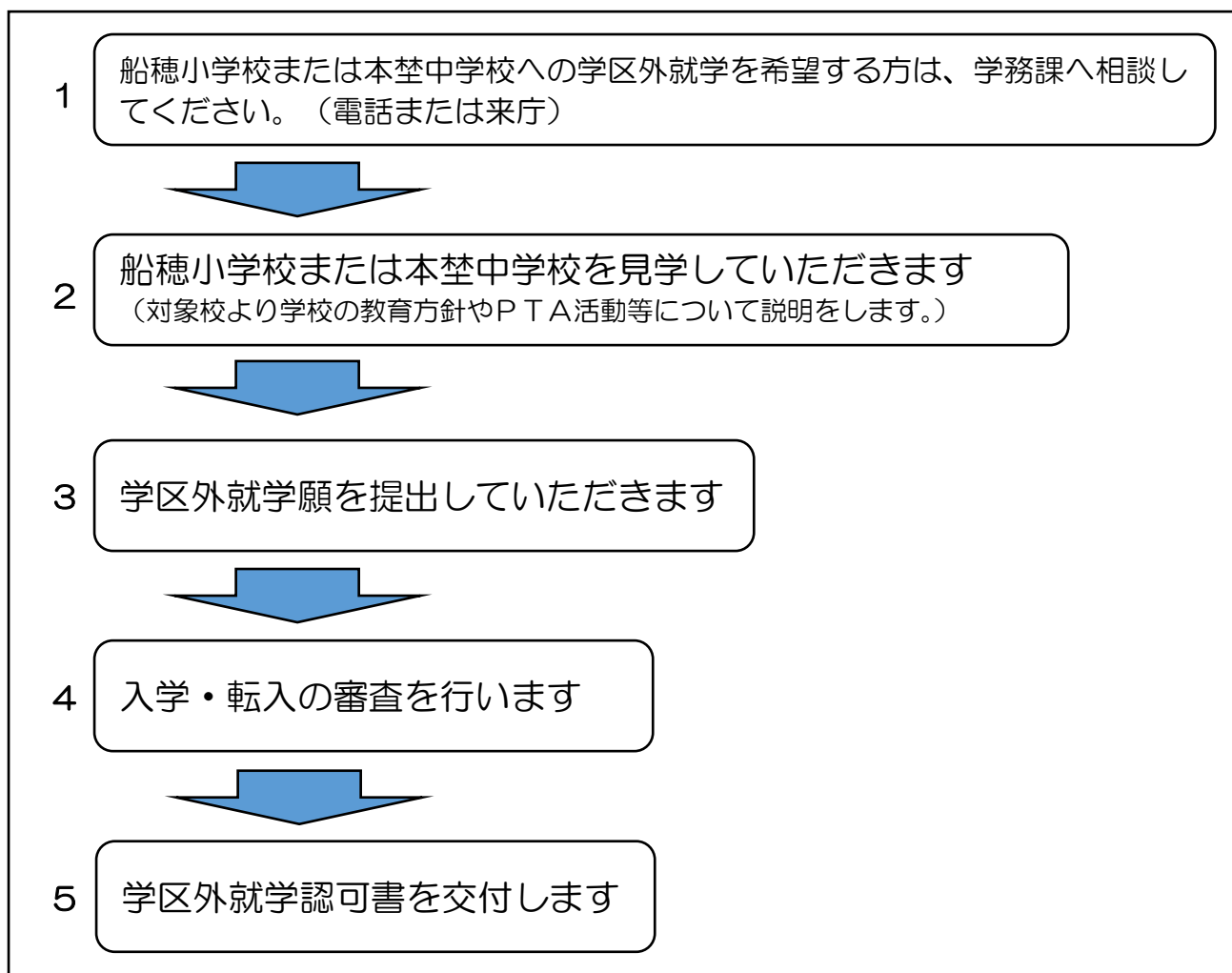


■手続きの流れ■

○令和4年度の試行導入に係る手続きの流れは、概ね以下のとおりです。



○留意点

- (1) 4月の入学式または始業式に合わせて入学・転入を希望される方は、諸準備の関係から、令和4年3月15日（火）までに学区外就学願を提出していただきます。
- (2) 相談及び学区外就学願の提出先は、教育委員会学務課学務係です。（Tel33-4704）
- (3) 小規模特認校制度の導入に伴い、市内全小学校区から船穂小学校への就学を、市内全中学校区から本埜中学校への就学を認めることとしますが、小規模校としてのメリットを生かすため、学校規模については、1学年1学級^{*1}とし、学年（学級）の定員を20名程度とします。
- (4) 児童生徒の通学につきましては、保護者の責任と負担において、公共交通機関や保護者の送迎により、通学していただきます。
- (5) その他、ご不明な点は、「Q&A」をご覧ください。上記（3）までお問い合わせください。

※1 各学年定員20名－令和4年度の対象校の各学年の在籍予定人数＝各学年の受け入れ可能人数
＜例＞ 定員（20名）－令和4年度の6年生の在籍予定人数（7名）＝令和4年度の6年生の受け入れ可能人数（13名）

Q&A

- Q1 令和4年度の入学式(始業式)から対象校へ通学するにはどうしたらよいか。
A1 お早めに教育委員会学務課へご相談いただき、令和4年3月15日までに教育委員会学務課へ学区外就学願を提出していただきます。
- Q2 令和4年度の入学式(始業式)から対象校へ通学したいが、学区外就学願が令和4年3月16日以降の提出となってしまった場合はどうなるのか。
A2 入学等の諸準備を考慮すると、対象校の入学式(始業式)に合わせた入学・転入の対応が難しくなりますので、お早めに手続きくださいますようお願いいたします。
- Q3 令和4年度の試行導入で対象校へ子どもが入学した後に、説明会で保護者の賛同が得られず令和5年度に本格導入とならなかった場合、どうなるのか。
A3 令和4年度の試行導入により対象校への学区外就学を希望される方からご相談があった際に、令和5年度からの本格導入については、保護者の皆様の賛同が得られなかった場合は実施できない旨をご説明させていただき、同意をいただいたうえで学区外就学を認可することとし、通学しているお子様につきましては、本格導入とならなかった場合でも、引き続き対象校へ通学できることとします。
- Q4 試行導入の学区外就学の認可期間はいつまでか。
A4 原則、卒業までの認可となります。
- Q5 1学年1学級で定員を20人とした理由は何か。
A5 学級定員の標準は、現在、小学1年及び小学2年が1学級35人となっており、36人になると、2学級に分かれて1学級の人数が18人となります。小規模の良さを生かすため、これを1学級当たりの最少人数と考え、20名程度としたものです。